資料番号 １-２

行政委員の活動状況についてのヒアリング（意見交換）まとめ［H23.6.2実施分］

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 選挙管理委員会 | 収用委員会 | 労働委員会 | 海区漁業調整委員会 | 内水面漁場管理委員会 |
| 委員会からの説明要旨 | ・選挙執行に関すること以外にも政治資金規正法、政党助成法に関する事務も担っている。 | ・指名委員制度を採用。他府県では７名の委員が同時に案件を担当。収用案件の多い東京都や大阪府では委員一人で案件の審理、調査を担当（裁決は7名の合議）。過去５年間を見ると、全国件数の約８．２％を大阪府が占めている。 | ・委員業務は、長期間に亘り連続的に負担がかかる。  ・委員会は、準司法的な役割を担っており、委員は自らの責任で判断し業務を進めている。  ・新規申立件数等が東京と大阪で半数以上を占め、他府県との差異も十分考慮いただきたい。 | ・漁業操業にあたってのトラブルを委員会が調整し、未然に防ぐ役割を担っている。  ・大阪湾の漁業の平安のために尽くしているにもかかわらず、業務について理解されていないのではとの議論も以前あった。 | ・海区委員会と法的な位置づけは同様であり、海以外の淡水、湖や池、河川を対象。漁業権の免許、遊漁規則等の答申、水産動植物の採取、捕獲等の委員会指針、アユ、マスといった漁業資源の増殖計画、カワウ対策等を行っている。 |
| 委員長室等の有無 | 委員会室：あり  委員長室：なし | 委員会室：あり  会長室：なし | 委員会室：あり  会長室：あり | 委員会室：あり  会長室：なし | 委員会室：あり  会長室：なし |
| 直近の会議の開催状況と所要時間 | ・５月２６日１１時から  ３０分程度。通常は３０分から１時間程度。 | ・５月３１日１０時から  　２時間。 | ・５月２５日に公益委員会議を３時間、その後に総会を３０分。 | ・５月１８日に午後３時  ３０分から約２時間。 | ・５月９日に約２時間。 |
| 委員報酬について、生活給的要素の有無 | ・労働の対価としての報酬であると認識。 | ・弁護士、不動産鑑定士、大学教授、会社経営者（元市長）で委員が構成。それぞれの委員で受け止め方が違うと思う。 | ・一部、本業をお持ちでない委員もあり、その委員は生活給になっていると思われるが、基本的には生活給ではないと認識。 | ・報酬額が高いか低いかはともかく、報酬をいただくことで与えられた職責を果たしている。 | ・どこの府県でもいろいろな事情があると思うが、委員報酬で生活をされている人もあるかと思う。 |
| 職務上、最も配慮し、留意している事項 | ・法律に規定のとおり、兼職が禁止されていること、選挙運動をしてはならないこと。 | ・準司法的機関としての職責に鑑み、最終的に公正な裁決を下すということを念頭に置いて活動。 | ・労使紛争の解決に向けてどのような方法が適切であるかということを常に考えること。 | ・トラブルを未然に防ぐか、直ちに対応するにしても迅速性が重要。 | ・漁業者委員、遊漁者代表、学識委員が委員会で十分発言いただき、活発な審議が図られるように努めている。 |
| 委員の職責 | ・行政機関の長として所管業務の執行に全責任を負い、選挙期間中は急な対応にも即応できるよう、常に臨戦態勢で臨み、市町村選挙に係る争訟では審査機関としての役割も担っている。 | ・土地収用というのは、私有財産を奪うという権力的な内容の行政処分を行うものであり、公正中立な立場で補償額を決定するというところに収用委員会の意義や役割がある。 | ・労働雇用問題の紛争解決にあたる委員の業務は、数回の会議や打ち合わせで解決できるものではなく、長期間に亘り連続的に負担がかかる。 | ・他の委員会の報酬をもらったとしても、我々の活動は何ら遜色のないものであるとの思いで、誇りを持って従事している。 | ・委員会間で報酬額が異なっているが、どの委員会であっても責任感は同様では。 |
| 府の財政状況等から行政委員報酬についての委員の認識 | ・額についてはいろいろな意見があることは認識。一定の制約や責任のある中で、金額については条例で定められているものと思う。 | ・我々の活動の実態から考えると妥当なものではないかと考えている。 | ・職務に専念する以上、一定の対価は必要では。  ・事務所や自宅での業務がある実態から、日額だけで算定されるべきものではないのでは。 | ・活躍の度合によって委員としてのそれなりの価値を行政が判断しているのが今の委員報酬であると思う。 | ・府の状況については、十分認識している。委員就任の話があった時には報酬についてのことは念頭になかった。現状について特に意見はない。 |
| 他の地方公共団体等で行政委員報酬の見直しが進んでいることについての認識 | ・滋賀県は審議会での議論の結果、報酬カットの上、月額制が維持され、京都府では委員長が月額制、他の委員は日額制になったと聞いた。 | ・他府県とは事情が異なると考えている。案件は、東京に次いで２番目に多く、恒常的に多いという認識。 | ・滋賀県をはじめとしてそれぞれの県での事情があり、判断されたものと思う。大阪府は、東京に次いで事案が多く、それらの県と一緒にするのはどうか。 | ・滋賀県等での訴訟の状況は理解している。仕事の状況を十分理解していただいた上で、委員会間で大きな差がある報酬額の設定は困る。 | ・現状については、報道等で状況は理解している。特段、提言等はしていない。 |
| 委員と事務局との役割分担 | ・ルーチンや選挙の準備は事務局に任されている。報告や議決いただく事項、決定の仕方に委員から意見、提案をいただくこともある。 | ・裁決に関わる業務は委員が担っている。起案等、裁決に向けての準備は事務局が行っている。 | ・事務局は委員業務をサポートする体制。起案は事務局で行うが、その内容は委員の指示によるもので、委員はすべてを細部にわたりチェックする。 |  |  |
| 日額化された際に受け入れられるか |  | ・大阪府収用委員会の取扱件数の多さ、指名委員制度を採用していることによる担当委員の負担の程度を適正に斟酌し、委員に不当な犠牲を強いることのないように配慮願いたい。 | ・日額となると、その算定の方式や単価をどう設定するのかについては、十分、実態を踏まえてご検討いただかなければ、就任いただく委員に迷惑をかける恐れは多々ある。 | ・今の報酬額が正しいのか  そうでないのかというの  は、審議会で判断してい  ただきたい。 | ・月額制がいいのか日額制がいいのかどうか分からないが、審議するのであれば、徹底的に議論いただいて、平等の報酬とすればいいのではないか。 |
| 備　考 |  |  |  |  |  |